

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二十六号

昭和二十三年十一月鳥取縣規則第八十一号種畜法施行細則の一部を次のように改める。

昭和二十四年四月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種畜法施行細則中改正規則

第一條中「四回」とし四月、七月、十月、一月、「春季」に改める。

第二條 削 除

第三條を次のように改める。

第三條 種畜法（以下單に法という）第三條第二項の等級は別に示された等級判定標準により一級、二級及び三級に区分する。

第九條 但書中「十」を「八」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二 第四條、第七條、第八條、第十條及び第十一條の規定は国又は縣の所有にかゝる種畜にして国又は縣が飼養するものについてはこれを適用しなす。

様式第四号を次のように改める。

様式第四号

昭和二十四年四月十二日 火曜日
第二千一百一十号

本誌ノ大キサハ國定規格 A5判

飼養者住所氏名	市郡	氏名	町大字	村	名
種畜の 名前	登録登記 記号番号	血統	母父		
生年月日					
種畜合格年月日					
種付供用開始年月日					
種畜の階級					鳥取縣

縦三〇種 横一五種

鳥取縣公報 毎週日曜日發行（休日・宵小）昭和二十四年四月十二日

昭和二十四年四月十五日（昭和二十四年四月十五日）

附則
この規則は公布の日からこれを施行する。

告示

◇鳥取縣告示第七十四号

昭和二十三年十一月鳥取縣告示第五百八十二号(鳥取縣林業關係諮問委員会規程)を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年四月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條第一号中「昭和二十二年農林省令第九十二号は之の実需給調整規則第十二條」を削る。

◇鳥取縣告示第七十五号

鳥取縣水産製品検査手数料規則第六條の規定に基き証紙売捌所を次のように定める。

昭和二十四年四月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

指定年月日 住所 売所 團 体 所 名

昭和二十四年三月一日 岩美郡浦富町 浦富町漁業会

同 同 田後村 田後村同

同 同 網代村 網代村同

同 同 鳥取市賀露町 賀 露同

同 同 西伯郡境町 弓 浜同

同 同 東伯郡倉吉町 鳥取縣煉製品製造業会

同 同 八橋町 同 八橋支所

同 同 米子市明治町 鳥取縣水産物乾物 卸売商業協同組合

◇鳥取縣告示第七十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年四月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡高麗村大字長田二八〇番地

現住所 同 昭和二十四年四月二日第一、三四二号

江 須 美 子

大正十四年十二月九日生

本籍地 岩美郡宇佐野村大字宮ノ下二二四番地

現住所 同

昭和二十四年四月二日第一、三四三号

山 崎 春 枝

大正八年四月二十六日生

本籍地 香川縣仲多度郡土郷村大字十郷字追上二三九番地

現住所 西伯郡大山村大字豊房二、〇二五番地

昭和二十四年四月二日第一、三四四号

森 近 幸 子

大正六年九月三日生

本籍地 北海道網走市北式西一丁目一一番地

現住所 米子市角盤町三丁目六〇番地

昭和二十四年四月二日第一、三四五号

櫻 岡 マ サ

大正十年三月十五日生

◇鳥取縣告示第七十七号

助産婦名簿登録事項中次のとおり訂正した。

昭和二十四年四月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 兵庫縣養父郡南谷村大字和田一、〇八〇番地

現本籍地 八頭郡丹比村大字富枝四七〇番地

前住所 同 北山七三番地ノ五

現住所 同 富枝四七〇番地

昭和二十三年九月六日婚姻により、本籍、住所に變更を生じたので昭和二十四年三月二十八日名簿訂正方願出に対し同年四月二日訂正

大 久 保 は な 子

大正九年四月十五日生

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第十三号

鳥取縣選舉管理委員會第四回委員會を次の通り招集する

昭和二十四年四月十二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

記

- 一、招集の日時 昭和二十四年四月二十日 午後三時三十分
- 二、招集の場所 鳥取縣庁
- 三、議 題 選挙法規の改正について

正 誤

昭和二十四年三月二十九日鳥取縣告示第百四十六号中左
のように訂正する。

箇所

誤

正

第三條

第一條の目的を達する
ために掲げる事項につ
き答申するものとする。

第一條の目的を達する
ため左に掲げる事項に
つき答申するものとな
る。

第五條

会長に事故があるとき
は会長の指名した委員
がその職務を代理する。
会長及び委員の任期は
一年とする。但し任期
中であつても知事にお
いて解任又は解職する
事がある。

会長に事故があるとき
は会長の指名した委員
がその職務を代理する。
委員の任期は一年とな
る。但し任期中であつ
ても知事において解任
又は解職する事がある。

昭和二十四年四月十二日印刷
昭和二十四年四月十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取